

諮問番号：諮問第183号

答申番号：答申第183号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

北九州市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人が平成30年6月に北九州市八幡西区役所保護第1課第2係の担当者に生活保護の申請を行う。担当者より、審査請求人の父親（以下「父」という。）に審査請求人の状況の確認の連絡があり詳細を伝える。後に、父に対し審査請求人より生活保護受給開始の連絡があった。
- (2) 審査請求人に対して受給に関する制約・罰則等の説明がなされたと思うが、審査請求人は精神障害者であり、制約・罰則を理解して受給するには健常者に比べはなはだ困難である。

審査請求人は、相手から一方的に、決定事項や強い口調で言われたり、数人で指示されると精神的に不安定になり、親には本当のことを言わなくなり、指示者と面談や電話対応をしなくなる。このような精神的に障害がある者に対して一方的に決定の内容を伝えたと聞いた。受給者が精神的障害があるとわかって決定することは、はなはだ遺憾である。通知する以前に父に前もって経過を伝えていれば適切な対処ができた。決定するまで父に何も知らせてくれないのは納得できない。

- (3) このような決定になる前に父に伝えていれば審査請求人へ援助収入の申請や車の使用停止も行えた。
- (4) 処分庁は、弁明書で、保護受給中の個人情報について、受給者の求めなく第三者

に漏洩することは地方公務員法（昭和25年法律第261号）に違反するためできないと主張しているが、生活保護費支給開始時に受給者が障害年金受給者であることを考慮してもらい、父に同席を求め説明をしていたら、不正受給は防げたことを主張する。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に則って適切に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

本件処分は、審査請求人の仕送り等の無申告を理由として行われたものであるため、本件における法第78条の適用及び費用徴収額の算定等について、違法又は不当な点があるかどうか、以下検討する。

### 1 法第78条の適用について

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされており（法第61条）、また、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて収入認定することとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の（2）のイの（ア））。

また、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するとしており（法第78条第1項）、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきであるとされている（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の1答②並びに「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課

長通知」という。) IVの4の(1)及び(2)のウ)。

本件において、平成30年7月25日付けの収入申告書の「働きによらない収入」の欄において、同年6月及び7月を収入月とする金額の記載があり、父の仕送りとして10,000円が記載されており、同年7月25日付け「生活保護法第61条に基づく収入の申告について(確認)」には、審査請求人の名前の記名及び押印があり、同文書には「申告しなければならない収入は、働いて得た収入のほか年金や援助、養育料の他、借金や年金担保による借り入れなどの働きによらない収入も含めた自分の世帯の全ての収入であること」という記載のチェック欄に印が付いており、「以上のことにつきまして、貴福祉事務所担当(中略)より説明を受け、理解しました。」と記載されていることから、審査請求人は、仕送り等についても収入申告が必要であることを認識していたことがわかる。

しかしながら、審査請求人は平成30年7月4日から平成31年3月19日までの間、父等の第三者から、仕送り等として合計680,836円を受領し、北九州市八幡西福祉事務所長(以下「八幡西福祉事務所長」という。)への収入申告の直前に口座から金銭を引き出しており、審査請求人は同年10月2日付け、同年11月30日付け及び平成31年1月22日付け収入申告書において、「働きによらない収入」として仕送り等について申告していない。

したがって、審査請求人は、仕送り等を八幡西福祉事務所長に申告しなければならないと理解していたにもかかわらず収入の申告を怠ったことが認められる。そのことは、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合に該当するといえるので、処分庁が法第78条に基づき審査請求人からの費用徴収が必要であると判断し費用徴収決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

## 2 本件処分における費用徴収額の算定について

法第78条に基づく徴収金は、不正受給額全額であり、実施機関の裁量の余地はないとされている(問答集問13の22答)。

本件において、審査請求人の無申告の仕送り等は合計で680,836円となる。

したがって、審査請求人の不正受給額は無申告の仕送り等の全額となるため、本件処分において、費用徴収額を680,836円とすることについて、違法又は不当な点はない。

## 3 処分庁から父への説明について

審査請求人は、生活保護費支給開始時に審査請求人が障害年金受給者であることを考慮し、父に同意を求め説明を行っていれば、不正受給は防げたことを主張している。

しかしながら、生活保護開始時点で審査請求人は成人しており、八幡西福祉事務所長による審査請求人の病状調査によれば、審査請求人の知的能力に問題はないとされている。加えて、審査請求人は保護開始時点で仕送り等について福祉事務所長に申告する義務があると理解していたことが認められることから、父に対し説明がなかったことをもって、本件処分が不合理なものであると判断することはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和4年11月24日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年1月17日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

本件処分は、審査請求人の仕送り等の無申告を理由として行われたものであるため、本件における法第78条の適用及び費用徴収額の算定等について、違法又は不当な点があるかどうか、以下検討する。

##### 1 法第78条の適用について

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている（法第61条）。また、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて収入認定することとされている（次官通知第8の3の（2）のイの（ア））。

また、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するとしており（法第78条第1項）、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な

注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきであるとされている(問答集問13の1答②並びに課長通知Ⅳの4の(1)及び(2)のウ)。

本件において、平成30年7月25日付けの収入申告書の「働きによらない収入」の欄において、同年6月及び7月を収入月とする金額の記載があり、父の仕送りとして10,000円が記載されており、同年7月25日付け「生活保護法第61条に基づく収入の申告について(確認)」には、審査請求人の記名及び押印があり、同文書には「申告しなければならない収入は、働いて得た収入のほか年金や援助、養育料の他、借金や年金担保による借り入れなどの働きによらない収入も含めた自分の世帯の全ての収入であること」という記載のチェック欄に印が付いており、「以上のことにつきまして、貴福祉事務所担当(中略)より説明を受け、理解しました。」と記載されていることから、審査請求人は、仕送り等についても収入申告が必要であることを認識していたことがわかる。

しかしながら、審査請求人は、父等の第三者から仕送り等を受領し、口座から金銭を引き出しているにもかかわらず、平成30年7月4日から平成31年3月19日までの間に受領した合計680,836円について収入申告書の「働きによらない収入」として申告していない。

したがって、審査請求人は、仕送り等を八幡西福祉事務所長に申告しなければならないと理解していたにもかかわらず収入の申告を怠ったことが認められる。そのことは、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合に該当するといえるので、処分庁が法第78条に基づき審査請求人からの費用徴収が必要であると判断し費用徴収決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

## 2 本件処分における費用徴収額の算定について

法第78条に基づく徴収金は、不正受給額全額であり、実施機関の裁量の余地はないとされている(問答集問13の22答)。

また、保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものであることから、法第78条を適用する場合に各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきとされている(問答集問13の23答)。

よって、審査請求人の不正受給額は、無申告の仕送り等の全額である680,83

6円であり、同額を本件処分における費用徴収額としたことに違法又は不当な点は認められない。

### 3 処分庁から父への説明について

審査請求人は、生活保護費支給開始時に審査請求人が障害年金受給者であることを考慮し、父に同席を求め説明を行っていたら、不正受給は防げたことを主張している。

しかしながら、生活保護開始時点で審査請求人は成人しており、八幡西福祉事務所長による審査請求人の病状調査によれば、審査請求人の知的能力に問題はないとされている。加えて、審査請求人は保護開始時点で仕送り等について福祉事務所長に申告する義務があると理解していたことが認められる。よって、父に対し説明がなかったことをもって、本件処分が不合理なものであるとまで判断することはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩